

2015年7月

## 国費外国人留学生の資格外活動許可申請についてのガイドライン

福井大学国際交流センター長 裁定

国費外国人留学生（以下、国費留学生）は、日本政府から給与の支給を受けることで、生活上の心配なく勉学に専念するための十分な条件が整えられている。国費留学生が資格外活動許可を得て、貯金等を目的としてアルバイトをすることは制度の趣旨から想定されていない。

従って、本学における国費留学生のアルバイトは、原則認めていないが、次に掲げる謝金を伴う業務の場合については、資格外活動の申請を認めることとする。

ただし、可能な限りボランティアで行うことが望まれる。

1. 地方公共団体や財団法人等、公的な団体等の協力依頼に応じて、地域貢献に資する活動を行う場合
2. 裁判所等から法廷通訳等として依頼された場合
3. 教育研究上有益なインターンシップであり、公的な団体等の依頼である場合
4. その他、勉学及び研究活動に資する資格外活動で、国際交流センター長が認めた場合  
なお、学内教員等からの依頼で行う謝金を伴う業務については、依頼者から、謝金を必要とする理由書を求める。(様式任意)

上記に該当する資格外活動許可の申請をする場合は、事前に学務部国際課で手続きを行った後、入国管理局にて各自で申請を行うこととし、また、次について義務づける。

- ① 資格外活動許可取得後は、在留カードを国際課へ持参し、取得の報告を行う。
- ② 資格外活動先の変更及び追加がある場合は、その都度、国際課に申請取次・資格外活動調査票を提出する。

### 【注意事項】

- 1) 活動できる時間は、1週間につき28時間まで。(長期休業期間中は1日8時間まで)
- 2) 休学期間中のアルバイトはできない。
- 3) 風俗営業、風俗関連営業を行っている店などでのアルバイトはできない。
- 4) 資格外活動許可は、入国管理局が行うものであり、申請を行っても許可されないケースがある。いかなる場合も資格外活動許可を得る前に報酬を伴う活動に従事してはならない。
- 5) 福井大学での TA,RA 及び報酬の発生しないインターンシップについては、資格外活動の許可を必要としない業務である。